**只木ゼミ 前期 12 問 弁護レジュメ** 文責 1 班

## **欧博問**

1) 検察側は共謀共同正犯の根拠および成立要件はいかなるものと解しているか。

## 学説の検討

(1)共謀共同正犯の根拠について

直接には実行流を行わない者が共同正犯たりうるのか、その理論が根拠が問題となる。

この点につき、たしかに単なる共謀者にとどまる限り、「共同して犯罪を実行した者」(60 条)と解すことはできない。しかし、実行を担当しない共謀者が、社会観念上、実行行為者に対して圧倒的な影響が地位に立ち、実行担当者に強い心理が原を与えて実行に、たらせている場合には、規範的観点から共同実行があるといいうるのであり、共同正犯を認めることが出来ると解する(優越的共同正犯)。

すなわち、優越が共同正別は、共謀共同正別たる概念を承認しないことを前提とするが、実行行為を行っていない者であってもある一定の要件を満たすことによって、その正別性が認められる場合には、共同正別の成立を認める説である。この説に立てば、実行行為を担当した者を支配しながらも背後にひそんでいる大物的存在に対して正別者としての可罰性を与えることができるため犯罪の実態に合うし、実行行為を行った者だけを共同正別とする姿勢を基本的には崩していないため、要件に厳格である。

よって、弁護則は、優越的共同正別説を採用する。

(2)共同正記と狭義の共記の区別について

検察側が B,C.E 説を採用しないことについては弁護則も同意する。 しかしながら検察側は A 説 (主観説)を採用しているが、主観的に正犯だからといって、常に正犯になるとは限らない。 例えば、自分は間毎記犯としてやろうとしたにも関わらず、道具として使われる者が気づいてしまえば現実には教唆の実体しかない。 このように、 A 説では現実に起こっていることをどれだけ支配しているかという点と無関系になり受当でない。

思うに、正犯とは、自己の手によって実行行為を行うことは必ずしも必要ではなく、構成要件該当事実に関する行為支配を有していれば足りる。ここで言う行為支配とは、構成要件実現の成否を 決定し、進行中にはそれを中止し、あるいは経過させ、または経過の態様を左右することができる場合を言う。したがって、共同正犯と狭義の共犯の区別は行為支配があるかないかで決まる。よって、弁護則はD説(行為支配説)を採用する。

もっとも、以上共同正犯と決義の共犯との区別について論じたが、実際は共同正犯と評価できる場合には共同正犯が、単に正犯を容易にした又は教唆といえるにとどまる場合には決義の共犯が成立すると考えるべきである。

(3)共犯の罪数について

この点については、検察側と同様に 説を採用する。

## 本間の検討

1まず、検察側の主張するAについて運営物侵入罪及び事後強盗罪の共同正犯(130条前段 238条 60条)が成立することにつき、 弁護側も同意する(ただし、 共同共謀正犯の解釈について 弁護則は は 大変側と異なる立場に立っため、 以下 X の 事責について述べる中にあるように A の 帝盗犯の 認定について は違いがある)。

2次に、Xの罪責について検討する。

(1) XのA、B、CおよびDがパチンコ店「パーラーTADAKI」に侵入し、ロムを取り換えてくる間、自動庫の中で待機していた行為につき共同正犯が認められるか。この点につき、Xは車内に待機していただけのため、本件形行の窓盗の実行行為は認められない。そうだとしても、Xのこの行為に正犯性は認められない。

Xはかねてからタダキッズの仲間になることを切望していたことから、内心では意欲的に犯引に参加していると考えられたとしても、本件犯引の計画はXを除く前記 4 名のみで立てられたものである。さらに、今回の犯引でXが担った運転手という役割が本件犯引においては必要不可欠であると認められるとしても、Xはタダキッズに入りたいがためにこの役割を単に承諾したにすぎないといえ、そして、実際にXは4名の犯引中には軍中で待機していたにござけであり、それはAの指示のもと行った行為であったこと、本件犯引後自己が取り付けたロムによって得られるであろう収入から、また交換したロムによって得られる12万円相当の収入から考えてXの報酬2万円は安いと考えられることから、Xはそれを従属的に遂引したださけであったといえる。

以上より、 弁護則が採用する説によれば、 前述通りXはAに従属する立場にあったことから、 見張り行為しかしていないが、 犯引こついて計画を立て、 Xに当該了為を依頼できるような褌限 を有していたAとは異なり、 実行行為者に対して圧倒が対暴感が地位に立ち又は心理が拘束を与えて実行に至らせているとは評価することはできない。 したがって、 Xに正犯性は認められない。 そうだとしても、 Xのかかる行為は正犯たる Aない しのの窓盗行為を容易にしていることは明らかであるため、 幇助行為といえる。

したがって、Xの当該行為につき運営物侵入罪および窃盗罪の幇助犯が成立する。

(2)さらに、その後AはEに取り押さえられたBを奪還するために、Eに対し暴うを加え、よってBを奪還した。この間XはAがBを奪還するためにEに暴うを加える意図を知りながら、BがEに取り押さえられた地点まで車を起うさせ、AのE暴う中には車中で待機し、AおよびBが車に乗り込むやいなや車を発進させ、逃走した。このXの行為につき共同正的が成立するか。

この点につき、XはAのEに対する暴行中、総台車内に待機していたことに、やはり実行行為は認められない。そうだとしても、Xのこの行為に正配性が認められないか。

仮にこの時XがBをこのまま置き去りにすることによって、自己が本件的引に関与したことについて警察等に漏鬼することを恐れ、すなわち逮捕を免がれる意思の下に当該行為を行ったとしても、結局のところ、Xのかかる一連の行為は一貫してAの求めに応じて行っているものであり、Xはここにおいても単にAに従属しているにすぎないといえる。

したがって、ここでもXはAに従属する立場であり、実行方為者に対して優先が地立こ立つ又は強いい理が傾束を与えていたとは到底評価しえず、Xに正的性は認められない。 しかしながら、前述した事実認定によれば、Xのかかる行為は正的たるAのEに対する暴行およびBの奪還行為を容易にしたことは明らかであるため、幇が行為といえる。

そこで、Xに事務金額の素理がいが立するかについては、その前提として事務金額が身分化か否かおよびそれに関連して身分化の共化を規定した65条1項2項の関系の解釈につき問題になるが、この点につき弁護則は、事務金額間は真正身分化であると解じ、その上で238条にいう「窃盗」はその法定刑の重さなどから考えて窃盗死遂犯人を意味するのであって窃盗幇助犯人は含まないと解じ、かつ65条1項は真正身分化を、2項は不真正身分化を定めた規定であると解する。

そうだとすれば、本件では、Xには窓路たる身分がは、HDの65条1項により、Xの当該行為につき事後銘器町の幇助的が成立する。

3以上より、Xの行為は運営物侵入及び窃盗罪の幇助が(130条前段 235条 62条)と事後強盗罪の幇助が(238条 65条1項 62条)に該当するが、本件では正犯たるAの窃盗行為は後の事後強盗行為に別とれるのであるから、前記2つの行為をそれぞわ幇助したXの行為は、正犯と同様の関係を肯定してよいと考えられ、したがって、窃盗幇助罪は事後銘盗幇助罪に吸収される。

よって、Xは建営物侵入および事後経路の幇助軍の罪責を負う(130条前段 238条 65条1項 62条)。

以上

<sup>1</sup>大塚仁『刑法概説総論(第4版)』(2008年)有斐閣、290頁以下

<sup>2</sup>前田雅英「共犯と身分(下)」 (1989年) 法学セミナー417号 81頁

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>西田典之『刑法各論(第 4 版)』(2007 年) 弘文堂 166 頁

<sup>4</sup>前田雅英『刑法総論講義(第4版)』 (2006年) 東京大学出版会 470頁